

四国中央市自治基本条例 関連条例、規則、要綱、制度等の概要

① 子ども子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づいて平成 27 年度から 5 年間を計画期間とする幼児期の教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を踏まえた四国中央市子ども・子育て支援事業計画を策定した。平成 25 年度からニーズ調査アンケートを実施し、子ども・子育て会議において審議の上、策定した。

② 第 2 次四国中央市男女共同参画計画

平成 23 年 2 月に策定した四国中央男女共同参画計画（5 か年計画）が期間満了となったことから、平成 28 年 2 月に第 2 次四国中央男女共同参画計画を策定した。同計画において「男女がともに認め合い、高め合い、明日をひらくまちづくり」を基本理念と定め、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現にむけて、様々な施策に基づく事業を関係各課にて取り組んでいる。

また、本年 5 月には「四国中央市男女共同参画庁内推進本部要綱」を制定し、庁内における推進体制の整備を行うと共に、8 月には四国中央市男女共同参画審議会を設置し計画の進捗状況等や今後の事業等について審議する予定としている。

加えて今年度中には男女共同参画ネットワーク会議を設置し、研修会や事業への参加、次年度事業の提案などについて意見聴取したいと考えている。

③ 議会報告会

平成 25 年 8 月から年 2 回程度、市民の負託を受けた議員の活動状況等を広く市民に周知するために議会報告会を開催している。議会活動を直接市民に報告・説明し、意見聴取するとともに、議会の機能や権限、委員会活動、議会と市長との関係等について周知等を行っている。

<四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例>

平成 27 年 9 月議会において、議員提案による「四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例」が可決され、平成 28 年 1 月 1 日より施行された。議員提案による条例制定は合併後初めてのことである。本条例においては、快適で美しいまちづくりを推進するために市民、事業者及び市の役割を定めるとともに、禁止行為などを定めている。

④ 第2次総合計画

平成23年に地方自治法が改正され、それまで議会の議決を経て定めることが義務付けられていた基本構想について、その策定及び議決を経るかどうかは自治体の判断に委ねられた。当市においては、基本構想の策定、変更又は改廃に関することを議決すべき事件とするとともに、計画期間を市長任期に合わせ、前期後期をそれぞれ4年間とする第二次総合計画を平成27年4月に策定した。

⑤ 公共施設等総合管理計画

平成26年度、国からの要請により、インフラを含む市の全ての財産を把握し、長期的な視点をもって、公共マネジメントを推進していくことを目的として公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）の策定及び、固定資産台帳（以下「台帳」という。）の整備が義務づけられた。

それを契機とし、当市では、平成27年度より、管理計画の策定及び台帳の整備を進めているところであるが、そのプロセスにおいては協働による取り組みを重要視し、広く意見を聴取し、市民目線を心がけた計画づくりを進めている。

今後は、市議会への十分な説明や、タウンコメント等を実施し、平成28年度中には、管理計画の策定及び台帳の整備を図り、市の財産を市民へより分かりやすく公表し、併せて、公共施設の適正な配置や有効活用等を推進していく予定である。

⑥ 重点施策

平成19年度から平成24年度まで毎年度事務事業評価を実施した結果、評価に多大な時間を要するため、速やかに予算に反映させることが困難であること等の課題が浮き彫りになった。

そのため、平成25年度からは事務事業評価を休止し、平成26年度から各課の重点施策について、毎年度計画書を作成、達成度等を評価し、各種施策に反映することで効率的かつ効果的な市政運営に努めている。

⑦ 四国中央市地域防災計画

風水害対策や地震対策、津波対策について災害種別に応じた災害対策本部等設置の配備体制を地域防災計画において定めている。

根拠法令となる災害対策基本法に基づき、適宜見直しを行っており、今年度も改定予定である。

⑧ 業務継続計画（BCP）の策定について

地震等の大規模災害時において、通常業務を早急に再開し、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、平成29年度中の策定を目指して、現在取り組んでいるところである。